

事業譲受公告

平成 20 年 9 月 22 日

株主各位

神奈川県綾瀬市大上 5 丁目 14 番 15 号
株 式 会 社 メ イ コ ー
代表取締役社長 名屋 佑一郎

当社は、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、平成 20 年 10 月 15 日を効力発生日として、株式会社 J. M A C C（本社所在地：神奈川県大和市渋谷一丁目 2 番地 1）の事業を譲り受けることを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この事業譲受けは、会社法第 468 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

記

1. 会社法第 468 条第 3 項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第 469 条第 5 項の規定に基づき、この事業譲受けに反対で株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

以 上